

IV. 人権・労働

基本原則

- 企業の活動によって影響を受ける人々の人権を尊重する。
- 従業員を尊重する。

1. 消費者・顧客

	主要項目	参考事例
製品・サービスに関するアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売にあたり、消費者に対して差別的な取り扱いを行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉車両「ライフケアビークル（LV）」を説明できるアドバイザーを店舗に配置（自動車業界） ➢ 社員が買物のお手伝いをする「買物介助サービス」（イトーヨーカ堂）
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 商品情報の提供にあたり、障害者や高齢者に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視覚障害者を対象に、商品情報、生活情報を音声で提供するDAISY⁵版CDを無料提供（花王） ➢ ウェブサイト制作においてアクセシビリティ向上に配慮。
消費者に不快感を与えない宣伝・広告	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CMや広告媒体で差別的表現に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 差別的表現に対する注意（CM、広告媒体での配慮）。 ➢ 各部署に「お客様宛文章作成マニュアル」を設置。毎年、担当者向けの研修会を開催。顧客宛文章を作成の都度、専門部署が人権等に配慮がなされているかチェックすることを義務化（日本生命）

2. 取引先

	主要項目	参考事例
人権（・労働環境）配慮に関する要求事項の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調達方針の中に人権配慮に関する項目を明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人権・労働に配慮する企業と優先的に取引することを調達方針として宣言し、国内外の取引先に人権・労働への配慮を要請（東芝）

⁵ DAISY対応の音声読書機で聴くことができる（ソフトウェア「Lp Player 日本語版 1.0」を使用すると、パソコンで再生することも可能）。